

**全国健康保険協会船員保険部では、
はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費について
受領委任制度を導入しています。**

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の方へ

全国健康保険協会船員保険部では、平成31年1月施術分から「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費」の支払いについて受領委任制度を導入しています。

平成31年1月以降の申請の際は、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- ① 受領委任契約をされた施術者の方は、受領委任の取扱規程による適正な療養費の申請をお願いします。
- ② 受領委任により療養費申請を行う場合は、受領委任の取扱規程に示されている申請様式（様式第6号又は第6号の2）を使用してください。取扱規程で示されている申請様式以外で療養費申請が行われた場合は、申請書を返戻させていただきます。
- ③ 全国健康保険協会船員保険部では、平成31年1月から受領委任制度を導入していますが、
 - ア．平成31年3月施術分までの申請については、従前どおりの代理受領方式による申請を受付けます。
 - イ．平成31年4月以降の施術分については、受領委任による申請及び償還払いによる申請のみ受付けます。代理受領方式による申請は返戻させていただきます。

